

入 札 公 告 （ 説 明 書 ）

令和2年4月6日

東日本高速道路株式会社 関東支社

支社長 良峰 透

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 調達案件番号	417
1-2. 所在地番号	11
1-3. 品目分類番号	17
1-4. 契約件名	令和2年度 関東支社管内 散水車購入
1-5. 契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社 支社長 良峰 透
1-6. 契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 (TEL) 048-631-0020
1-7. 競争契約の方法	一般競争入札方式
1-8. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9. 入札前価格交渉の有無	有
1-10. 入札の方法	郵送入札（書留郵便又は信書便）
1-11. 落札者の決定方法	自動落札方式
1-12. 入札保証	不要
1-13. 契約保証	不要
1-14. 契約書の作成	必要・・・入札者に対する指示書〔23〕を参照のこと。
1-15. 契約図書	

(1) 本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|--------------|---|
| ① 入札公告（説明書） | 本書 |
| ② 標準契約書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【購入契約書】を使用すること。 |
| ③ 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【郵送入札】《購買等契約》を使用すること。 |
| ④ 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること。 |
| ⑤ 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| ⑥ 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |

- ⑦ 競争参加資格確認申請書 本書様式 1 のとおり
- ⑧ 入札書 上記③入札者に対する指示書様式 1 のとおり
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から⑧に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間 令和 2 年 4 月 6 日(月)から令和 2 年 5 月 25 日(月)まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項（調達概要）

2-1. 調達概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 購入等数量 | 散水車 1 台 |
| (2) 案件の仕様 | 特記仕様書のとおり |
| (3) 納入等場所 | 特記仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 契約締結日の翌日から 480 日間 |

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、本書 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（本書 3-2(2)①に示す「競争参加資格確認申請書類」の提出期間の最終日をいう。以下同じ）において NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日において、平成 17 年度以降における納入実績又は製造実績について、次の a) 又は b) のいずれかの基準を満たす者であること。
- a) 同種機械の製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- b) 同種機械の製造実績がある製造者の代理店等であることを証明できること。

なお、同種機械は調達機械の主体的部位とする。

主体的部位：車両に架装した散水装置

- (3) 審査基準日において、当該機械に関するメンテナンス・アフターサービス体制を有していることを証明できる者であること。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（取引停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（１）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請に必要な書類の作成及び提出

- (1) 競争参加希望者は、次に示す競争参加資格確認申請に必要な書類（以下「競争参加資格確認申請書類」という。）を作成しなければならない。

必要書類	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式 1)	◇必要事項を記入のうえ記名押印すること。 ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書 [6] [3] ①を参照すること

同種機械に係る製造実績 又は納入実績証明書 (様式 2)	◇本書 3-1 (2) に示す競争参加資格を満たす納入実績又は製造実績を記載すること。 ■製造実績 平成 17 年度以降において以下の条件に合致した場合、製造実績とする。 (a) 製作仕様書、写真及びパンフレット等により、同種機械の製造実績が確認できること。 ■納入実績 平成 17 年度以降において以下のいずれかの条件に合致した場合、納入実績とする。 (a) 契約書等（納入場所、履行期間、契約内容（品名・数量・規格等）が証明できるもの）の写し及び製作仕様書^{※1}により同種機械の納入実績が確認できる者であること。なお、旧日本道路公団又は東日本高速道路㈱への納入実績の確認は、契約書（品名、納期、契約者の発注者（甲）・受注者（乙）がわかるもの）の写しによる。 (b) 同種機械の製造実績がある製造者の商社又は代理店（以下「代理店等」という。）であることを証明する書類により確認できる者であること。この場合、製造者においては、製作仕様書^{※1}、写真及びパンフレット等により、同種機械の製造実績があることが確認できる者であること。 ※1 製作仕様書：仕様書に基づき作成された全体組立図、各部詳細図、機械諸元表及び成績証明書を指す。 ◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
当該機械にかかるメンテナンス・アフターサービス体制証明書 (様式 3)	◇本書 3-1 (3) に示すメンテナンス・アフターサービス体制について記載すること。 ■整備工場（以下の全てを満たすこと） (a) 同種機械のメンテナンス実績を有する直営整備工場もしくは、協力会社整備工場を有すること。協力会社整備工場の場合は、それを証明できる契約書等の書類で確認できること。 (b) 道路運送車両法第 78 条の「普通自動車分解整備事業者」の認証書の写しにより、認証を受けたことが確認できる整備工場であること。 (c) 当該機械が納入場所から整備工場まで移動するときに、24 時間以内に到着できる距離であること。 (d) 審査基準日において、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による一級自動車整備士（小型又は大型）もしくは、二級自動車整備士（ガソリン又はジーゼル）に合格したことを、合格証書の写しにより確認できる技術者を有すること。 ■故障連絡体制（以下の全てを満たすこと） (a) 当該機械の故障発生時に、一括対応できる窓口を有すること。 (b) 車両本体の修理を実施する者、及び架装装置の修理を実施する者への連絡体制を有すること。

	◇記載にあたっては、様式 3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
--	------------------------------------

(2) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、上記(1)で作成した競争参加資格確認申請書類及び本書 4-1(3)④に示す見積書を提出しなければならない。

① 提出期間 入札公告日から令和 2 年 5 月 25 日（月）16 時まで

② 提出場所 本書 1-6 に示す『契約担当部署』に同じ

③ 提出方法 書留郵便又は信書便（提出期間内に必着のこと）

※普通郵便、電子メール、FAX による提出は認めない。

④ 提出書類 競争参加資格確認申請書類【正 1 部、副 1 部】及び見積書【正 1 部】

⑤ 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請書類及び見積書を次に従い封筒に入れ封かんすること。

1) 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんしてください。

本書 4-1(3)④に示す「見積書」

2) 上記 1) で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。

ア. 『見積書在中』

イ. 本書 1-4 に示す契約件名

ウ. 「競争参加希望者名」（競争参加希望者が法人である場合は法人名のみで可）

3) 次に示す書類を封筒にすべて入れて封かんしてください。

ア. 上記(1)に示す「競争参加資格確認申請書類」

イ. 上記 1)、2)に示す「見積書」を入れて封かんした封筒

4) 上記 3) で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。

ア. 『競争参加資格確認申請書類在中』

イ. 本書 1-4 に示す契約件名

ウ. 「競争参加希望者名」（競争参加希望者が法人である場合は法人名のみで可）

3-3. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請書類に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知 令和 2 年 6 月中旬を予定している。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示すものとする。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

第 4. 入札前価格交渉

4-1. 入札前価格交渉

(1) 本件調達では、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象調達である。

(2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目（以下「交渉対象項目」という。）について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を

活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

(3) 入札者は、交渉対象項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

① 見積書提出期間 本書 3-2(2)①に示す競争参加資格確認申請書類の提出期間の最終日に同じ

② 見積書提出場所 本書 1-6 に示す『契約担当部署』に同じ

③ 見積書提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）

見積書は、本書 3-2(2)⑤に示す手順に封かんし、提出すること。

④ 提出書類 見積書（様式 4-1、様式 4-2）

(4) 入札前価格交渉は、令和 2 年 6 月 12 日（金）から令和 2 年 6 月 22 日（月）までの間に、対面方式で実施することを予定しており、詳細な日時・場所については、別途連絡を行うので、交渉対象者はこれに応じなければならない。

ただし、NEXCO 東日本が必要と判断した場合は、対面方式ではなく電子メール又は電話方式（以下「電子メール等」という。）により交渉を行う場合があり、その場合は、交渉対象者へその旨連絡する。なお、電子メール等は、NEXCO 東日本から競争参加資格確認申請書に記載された担当者宛てを行う。

(5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件調達の履行内容及び見積書の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。

ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う場合がある。

(6) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて増える場合がある。

(7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場（交渉方法が電子メール等による場合は電子メール等）において確認を行うものとする。

(8) 入札者は、上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

また、入札前価格交渉によって見積書から変更が生じない場合も同様とする。

① 最終見積書提出期限 本書 5-1(2)①に示す入札に必要な書類の提出期限に同じ

② 最終見積書提出場所 本書 1-6 に示す『契約担当部署』に同じ

③ 最終見積書提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）

④ 提出書類 最終見積書（様式 4-1、様式 4-2）

(9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書及び最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。この場合において、当該入札者が行った入札は無効として取扱う。

(10) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更できるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が 1 項目でもある場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

(11) 入札者は、入札時、入札書とともに、入札額に対応した単価表（様式 4-2）を提出しなければならない。

(12) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはいしない。

(13) 見積書又は最終見積書において NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該調達の競争参加資格を取り消す場合があるほか、取引停止措置を講じる場合がある。

第5 入札・開札及び落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成及び提出

(1) 入札者は、次に示す入札書及び単価表を作成しなければならない。

必要書類	作成に係る留意事項
入札書（入札者に対する指示書 様式 1）	◇金額は総価とし、業務に関する一切の費用を含めた額を記載すること ◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [9] を参照のこと
単価表（本書 4-1 (11) に示す 様式 4-2）	◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [10] を参照のこと

(2) 入札者は、上記(1)で作成した入札書、単価表及び 4-1 (8)④に示す最終見積書を提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和 2 年 6 月 30 日（火）16 時
- ② 提出場所 本書 1-6 に示す『契約担当部署』に同じ
- ③ 提出方法 書留郵便又は信書便（提出期間内に必着のこと）
※普通郵便、電子メール、FAX による提出は認めない。
- ④ 提出書類 入札書、単価表及び最終見積書【各正 1 部】
- ⑤ 入札者は、次に示す入札書、単価表及び最終見積書を次の手順に従い封筒に入れ封かんすること。

- 1) 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんのうえ封印してください。
 - ア. 上記(1)に示す「入札書」
 - イ. 本書 4-1 (11)に示す「単価表」
 - 2) 上記 1) で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。
 - ア. 『入札書在中』
 - イ. 本書 1-4 に示す契約件名
 - ウ. 「入札者名」（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
 - 3) 上記 1)、2) で作成した封筒とは別の封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんしてください。
本書 4-1 (8)④に示す「最終見積書」
 - 4) 上記 3) で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。
 - ア. 『最終見積書在中』
 - イ. 本書 1-4 に示す契約件名
 - ウ. 「入札者名」（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
 - 5) 上記 1)、2) 及び 3)、4) で作成した封筒を、別の封筒にすべて入れて封かんし、次に示す事項をすべて記載してください。
 - ア. 『入札書類在中』
 - イ. 本書 1-4 に示す契約件名
 - ウ. 「入札者名」（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

5-2. 開札の日時及び場所

(1) 開札については、次に定めるとおり行うものとする。

- ① 開札日時 令和 2 年 6 月 30 日（金）13 時 30 分
- ② 開札場所 NEXCO 東日本 関東支社 15 階 入札室

5-3. 落札者の決定

契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格

をもって、本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告日から令和2年6月16日（火）16時まで
- ② 受付場所 本書1-6に示す『契約担当部署』のとおり
- ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便若しくは信書便により提出すること（受付期間内必着のこと）。

(2) 上記(1)の質問に対する回答については、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問を受け取った日の翌日から原則として平日で5日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」に掲載する。

⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

6-4. 苦情の申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

以 上